● 狭あい道路拡幅整備事業の一般的な流れ

確認申請前の事前協議
（中心線判定）
道路調査グループ
03-3981-0562

建築主等（申請者）

事前協議書提出
（確認申請の30日前）

1. 狭あい道路拡幅整備事前協議書
2. 案内図
3. 現況平面図　※A3用紙にて2部提出
（測量を行っている場合はトラバー点、敷地各点の座標値を記載）
4. 委任状
5. 公図及び土地登記簿等
（インターネット取得、コピーでも構いません）
6. 道路整備承諾書
（位置出しのみの場合は不要）
7. 道路敷地無償使用承諾書　※公道の場合
（位置出しのみの場合は不要）
8. 狭あい道路拡幅整備（自主整備）要件について
※建築主が中小企業で敷地500㎡未満の場合
（位置出しのみの場合は不要）

現地調査

中心鋲設置

現 場 立 ち 会 い

確定現況図交付 → 確定現況図受け取り

建築確認申請

申請書式のダウンロードはこちら
（豊島区公式ホームページ）

https://www.city.toshima.lg.jp/313/machizukuri/sumai/kekaku/tateru/005519.html
「豊島区狭あい道路」で検索

（私道の場合）
後退整備に関わる部分について所有者全員の道路整備承諾書を後退整備工事着手の一週間前までに提出

建築工事着工

後退整備工事
（セットバック工事）
狭あい道路整備グループ
03-3981-0673

後退整備工事前の立会の連絡時期
1. 外部足場等仮設物の撤去時期が分かった時点
2. 外構工事開始の概ね2か月前
3. 後退整備工事をする時期が分かった時点

後退部分の障害物除去
（水道管・メーター・ガス管・袖壁等）
→ 連絡 → 立会日調整

後 退 整 備 工 事 立 ち 会 い

足場解体

整備工事（区）

後退整備工事の時期
1. 原則として外構工事の前
2. 工事立会時に工程を調整

建築工事完了検査

外構・緑化工事

助成金等調査

助成金等申請書 → 送付 → 助成金申請書・口座振込依頼書ほか提出

1. 個人の建築主に限る
2. 後退整備工事等から1年以内に返送

助成金等振り込み → 助成金等受け取り

庶務グループ
03-4566-2657

測量・後退図作成 → 送付 → 後退図受け取り

非課税申告書署名捺印
（土地所有者）
→ 返送 → 非課税申告代行

豊島都税事務所